

大阪市市税条例の一部を改正する条例案

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第34条の2及び第34条の3第1項中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

第45条第1項中「基づき」を「基づき、第43条の納期に係る納付額（給与所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税にあつては月割額、公的年金等に係る所得に係る特別徴収（以下この条において「年金所得に係る特別徴収」という。）の方法によつて徴収する市民税にあつては支払回数割仮特別徴収税額（第51条の8第3項において読み替えられた第51条の5第2項に規定する支払回数割仮特別徴収税額をいう。以下この条において同じ。）又は支払回数割特別徴収税額（第51条の5第2項に規定する支払回数割特別徴収税額をいう。以下この条において同じ。））ごとに」に改め、同項ただし書中「公的年金等に係る所得に係る特別徴収（以下この条において「年金所得に係る特別徴収」という。）」を「年金所得に係る特別徴収」に改め、「（第51条の8第3項において読み替えられた第51条の5第2項に規定する支払回数割仮特別徴収税額をいう。以下この条において同じ。）」及び「（第51条の5第2項に規定する支払回数割特別徴収税額をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年 3 月 1 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

法人の市民税について法人税割の超過税率等の適用期限を延長するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例 (抄)

第34条の2 平成10年4月1日から平成25年3月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連
平成27年3月31日

結事業年度分の法人税割の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、100分の14.5とする。

(中小法人等に対する課税の特例)

第34条の3 資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下の法人又は資本若しくは出資
を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除き、人格のない社団等を含む。)で、法人
税額又は個別帰属法人税額(市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人につ
いては法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。以下この条
において同じ。)が年20,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分又は連結事業年度
分の法人税割額は、平成10年4月1日から平成25年3月31日までの間に終了する各事業年度分
平成27年3月31日

又は各連結事業年度分に限り、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割
額に14.5分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。ただし、法人税法
第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)又は同法第88条の規定に
よつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人(第52条第1項、第53条の2及び第53条
の3において「予定申告法人」という。)及び清算中の法人については、この限りでない。

2-4 省 略

(市民税の減免)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者で市民税の全額負担に堪えることが困難であると認め
られるものに対しては、申請に基づき、第43条の納期に係る納付額(給与所得に係る特別徴収
の方法によつて徴収する市民税にあつては月割額、公的年金等に係る所得に係る特別徴収(以
下この条において「年金所得に係る特別徴収」という。)の方法によつて徴収する市民税にあ
つては支払回数割仮特別徴収税額(第51条の8第3項において読み替えられた第51条の5第2
項に規定する支払回数割仮特別徴収税額をいう。以下この条において同じ。))又は支払回数割
特別徴収税額(第51条の5第2項に規定する支払回数割特別徴収税額をいう。以下この条にお
いて同じ。))ごとに、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号に
規定する免除については、生活のため公私の扶助を受ける期間中に納期限が到来する部分の税
額(給与所得に係る特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては、その期間の初日の属す

る月の翌月からその期間の末日の属する月までの月割額とし、公的年金等に係る所得に係る特別徴収

別徴収（以下この条において「年金所得に係る特別徴収」という。）の方法によつて徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（第51条の8第3項において読み替えられた第51条の5第2項に規定する支払回数割仮特別徴収税額をいう。以下この条において同じ。）（その期間の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日の属する年度の4月1日からその期間の初日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額（第51条の5第2項に規定する支払回数割特別徴収税額をいう。以下この条において同じ。）とする。）に、第2号に規定する減免については、失業期間中に納期限が到来する部分の税額（年金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（その期間の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日の属する年度の4月1日からその期間の初日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額とする。）にそれぞれ限るものとする。

(1)-(4) 省 略

2-10 省 略